年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

椎葉村長

子ども・子育て支援　支給認定却下通知書

　 年　 月　 日付けで申請のあった施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定については、下記の理由により却下しますので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給認定子どもの  氏名及び生年月日 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日 |  |
| 却下理由 |  |

不服の申立

　１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、椎葉村長に対して異議申立てをすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、椎葉村（訴訟において椎葉村を代表する者は椎葉村長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えをすることができません。

　　　　なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に異議申立てをした場合、処分取り消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。